

兵庫県公報

令和元年9月6日 金曜日 第38号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	1
○ 同 上（同）	1
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	1
○ 同 上（淡路県民局）	2
○ 道路の位置指定の取消し（同）	2
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	2
公安委員会告示	
○ 平成2年兵庫県公安委員会告示第94号（指定講習機関の指定）の一部改正	3

告 示

兵庫県告示第369号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年9月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 作業種類
公共測量（4級基準点測量及び現地測量）
- 作業期間
令和元年8月19日から令和2年3月25日まで
- 作業地域
芦屋市奥池町19地内



兵庫県告示第370号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年9月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 作業種類
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 作業期間
令和元年9月1日から令和2年3月25日まで
- 作業地域
芦屋市奥池町27地内



兵庫県告示第371号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和元年9月6日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H31中播位置 0001号	1.8.26	たつの市菅田町福田字東前田467番1の一部	5.00	44.71



兵庫県告示第372号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和元年9月6日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R01淡路位置 0007号	1.8.23	淡路市志筑字池尻1804番7、1806番2の一部、 1804番7地先里道	6.0	20.72



兵庫県告示第373号

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第1項の規定による道路の位置指定の取消しの申請があったので、次のとおり指定を取り消した。

その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和元年9月6日

兵庫県知事 井戸敏三

取消番号	取消年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R01淡路位置 廃0001号	1.8.23	淡路市志筑字池尻1805番2の一部、1806番2 の一部、1806番3、1806番4、1805番2地先 里道、1805番2地先水路	4.00	103.30

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和元年9月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アクロスプラザ西脇
 所在地 西脇市高田井町55-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 第一リース株式会社
 住所 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
 代表者の氏名 長津克司

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
第一リース株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号	遠藤経雄

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
第一リース株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号	長津克司

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
有限会社魚松	西脇市和田町634-131	長井泰道
株式会社西松屋チェーン	姫路市飾東町庄266番地の1	大村禎史
イトウゴフク株式会社	岡山市北区間屋町21-104	伊藤龍夫

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
有限会社魚松	西脇市和田町634-131	長井泰道
株式会社西松屋チェーン	姫路市飾東町庄266番地の1	大村禎史
株式会社イトウゴフク	岡山市南区千鳥町5番1号	伊藤龍夫

4 変更年月日

令和元年6月26日ほか

5 届出年月日

令和元年8月8日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

- (2) 縦覧期間

令和元年9月6日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

令和2年1月6日

- (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第123号

平成2年兵庫県公安委員会告示第94号（指定講習機関の指定）表17の部に係る指定講習機関について、特定講習の一部の廃止を許可したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和元年9月6日

兵庫県公安委員会
 委員長 豊川輝久

1 廃止しようとする特定講習の種別

大型二輪免許、普通二輪免許及び原付免許に係る初心運転者講習

2 廃止しようとする年月日

令和元年10月1日